附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「新報告命令」という。）の規定は、令和九年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告、同法第二十七条第一項の規定による請求及び同法第三十二条第一項の規定による情報の提供について適用する。

3　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4　新報告命令第一条第八号の規定（建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用に関する部分に限る。）は、この命令の施行の日以後に取得された建築物その他の工作物又は家具その他の物品について適用する。

省　令

○文部科学省令第一号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十二日

文部科学大臣　松本　洋平

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第四条関係）	
国立大学	附属学校
［略］	［略］
横浜国立大学	附属鎌倉小学校、附属横浜小学校、附属鎌倉中学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校
［略］	［略］

改正前	
別表第二（第四条関係）	
国立大学	附属学校
［同上］	［同上］
横浜国立大学	教育学部附属鎌倉小学校、教育学部附属横浜小学校、教育学部附属鎌倉中学校、教育学部附属横浜中学校、教育学部附属特別支援学校
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○財務省告示第三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のように告示する。

令和八年二月十二日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第480回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）